

# 職員推薦紹介制度規程

社会福祉法人春喜会  
( 特別養護老人ホームせせらぎ )

## 職員推薦紹介制度規程

### 第1条 (目的)

この規程は、社会福祉法人春喜会 特別養護老人ホーム せせらぎ（以下「施設」という）が安定的に地域における介護業務を遂行するため職員の充足が不可欠であることから、施設を理解している施設職員が家族や知人等を施設に推薦紹介することが、施設の目指す介護業務に繋がると考え、その施設運営に協力するため施設の求人内容に応じた職員紹介を推進することを目的とし、また、法令への適合並びにその有効性を十分に活用できるようにするために必要な事項を定めたものである。

### 第2条 (施設求人)

職員紹介は、施設が公共職業安定所や職業紹介事業者への求人、または施設ホームページによる求人により募集する職種及び勤務形態に限り本制度対象の求人とする。

2 施設は、前項による公募を行った場合、速やかに施設内に同一求人内容を掲示する。

### 第3条 (推薦紹介職員)

推薦紹介職員とは、施設に勤務する次の各号の職員とする。

- (1) 正職員
- (2) 短時間勤務職員
- (3) 嘱託職員
- (4) 無期契約職員

2 前項各号において、第1条に規定する主旨から、施設に入職後継続勤務2年以上の者であって、かつ推薦紹介時点から直前1年間において推薦紹介を行っていない者に限る。

### 第4条 (被紹介者)

推薦紹介職員が施設に紹介する被紹介者とは、次の各号の者とする。

- (1) 施設求人（職種、勤務形態等）に応じた者であること
- (2) 施設に1度も勤務（常勤、非常勤を問わず）したことのない者であること
- (3) 施設に1度も紹介（採用面接等の合否を問わず）されたことのない者であること
- (4) その他、施設が適しないと判断する者でないこと

### 第5条 (評価)

施設は、施設職員が本制度を理解のうえ、推薦紹介職員となり被紹介者を推薦紹介し被紹介者の採用が決定した場合や継続勤務1年以上となった場合など、次の評価を行うことができる。

- (1) 人事評価としての加点
- (2) 賞与における貢献評価
- (3) その他、役員会等にて必要と認められる昇進昇格または昇給時における評価

#### 第6条 (遵守原則)

推薦紹介職員は、家族や知人を施設求人に対し推薦紹介する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 推薦紹介は、本制度主旨を逸脱するものであってはならず、評価等を目的としておこなってはならない。
- (2) 推薦紹介職員は、被紹介者の採用に関する面接や試験、また採用諾否に関する打合せに参加してはならない。
- (3) 推薦紹介したことから求人の停止や取止めなどを勝手に行ってはならない。
- (4) 推薦紹介したこと（する予定を含む）から、他の推薦紹介や応募の妨害等をおこなってはならない。
- (5) 推薦紹介により被紹介者に対し謝礼金を支払うなど、金銭財物などの授受等を行ってはならない。
- (6) 基本的人権、肖像権、プライバシー権等に関して十分留意すること。
- (7) 取り扱う情報は信頼性を確保しなければならない。

#### 第7条 (懲戒)

本制度の主旨に反し、偽りの推薦紹介を行った場合、第6条各号の遵守原則に反した場合で施設の求人活動や人材募集に影響を及ぼした場合は、就業規則の規定に基づき懲戒処分を行うことがある。

#### 附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。